

公益財団法人神奈川県消防協会定款施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、公益財団法人神奈川県消防協会定款（以下「定款」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(表 彰)

第2条 定款第4条第1項第4号に規定する表彰は、次の区分により行うものとし、実施基準等については、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(1) 消防団の表彰

ア 表彰旗

イ 竿頭綬

(2) 消防団員の表彰

ア 功績章

イ 功労章

ウ 勤続章

エ 精勤章

2 消防団以外であっても前項第2号に相当する功績又は功労のある者には功績章、功労章、表彰状を授与することができる。

(弔慰救済)

第3条 定款第4条第5号及び第6号に規定する弔慰救済は、次の区分により行うものとし、支給の範囲、基準等について必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(1) 弔慰金

(2) 障害見舞金

(3) 傷病見舞金

(4) 火災見舞金

(弔慰金贈与の順位)

第4条 前条第1号の弔慰金の贈与を受ける者及びその順位は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者
- (2) 直系卑属
- (3) 直系尊属
- (4) 兄弟姉妹

2 前項第2号から第4号に該当するものが複数あるときは、その順位については民法の規定を準用する。

(具 申)

第5条 消防団長は、第2条に規定する表彰又は第3条の各号に該当する者がいるときは、別に定めるところにより会長に具申するものとする。

(財産の構成)

第6条 定款第5条に規定する財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 補助金収入
- (4) 負担金収入
- (5) 寄付金収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(基本財産)

第7条 定款第5条に規定する基本財産は、次のものとする。

- (1) 別表第1に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して出損又は寄附された財産
- (3) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(負担金の基準)

第8条 第6条第4号の負担金の基準については、理事会の決議によるものとする。

(資金の借り入れ)

第9条 この法人の事業について必要と認めるときは、理事会の議決を得て、資金を借り入れることができる。

(費用弁償)

第10条 この法人の役員及び評議員並びにこの法人の事業を遂行するため、会長が委嘱した者に対しては、別に定めるところにより費用弁償を行うことができる。

(事務局長の職務)

第11条 定款第40条に規定する事務局に置く事務局長は、会長の命を受け、専務理事を補佐して事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(給 与)

第12条 この法人の職員は、有給とし、給与は神奈川県職員等の給与を参考に、会長が理事会の承認を得て別に定める。

(顧問及び参与)

第13条 定款第27条に規定する顧問及び参与は、次の職にある者から委嘱する。

- (1) 顧問 神奈川県安全防災局危機管理部消防課長並びに神奈川県消防長会会長の職にある者
- (2) 参与 神奈川県消防学校長並びに神奈川県下の消防長等の職にある者。ただし、神奈川県消防長会会長の職にある者を除く。
- (3) 前2号に規定する者の他、理事会において承認された者を、顧問及び参与とすることができる。

(備え付け簿冊)

第14条 事務局に別表第2に定める簿冊を備え付ける。

(印 章)

第15条 この法人の印章は、別に定めるところによる。

(変 更)

第16条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

(委 任)

第17条 この細則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 基本財産（第6条関係）

財産の種類	金 額
定期預金	3,523,596円